

## 相続放棄必要書類

### 1. 被相続人（亡くなられた方）

- ☐ 死亡の記載がある戸籍謄本
- ☐ 住民票の除票、又は戸籍附票

### 2. 相続人（相続放棄の申し立てをされる方）

- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住所の確認できる書類（運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカードなど）のコピー

### ※父母・祖父母が相続放棄される場合

直系尊属が相続放棄される場合は、先順位の相続人がいないことの証明が必要です。したがって、下記の書類が追加で必要となります。

- ☐ 被相続人の除籍謄本、改製原戸籍、戸籍謄本  
※他に子がない証明に、出生から死亡までの戸籍すべてが必要です。

### ※ご兄弟が相続放棄される場合

ご兄弟が相続放棄される場合は、先順位の相続人がいないことの証明が必要です。したがって、下記の書類が追加で必要となります。

- ☐ 被相続人の除籍謄本、改製原戸籍、戸籍謄本  
※出生から死亡までの戸籍すべてが必要です。
- ☐ 直系尊属（父母・祖父母）が亡くなられていることを確認できる戸籍謄本  
※直系尊属が先に相続放棄された場合は除きます。

堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士 吉田 浩章

TEL 072-254-5755